

第58号議案

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

蒲郡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」
に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育
事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置そ
他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係
る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要
な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保
が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「(第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身
体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困
難な場合」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)
- 2 蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に
係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該
当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、
特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満

保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。